

分割会社及び設立会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2 分割会社及び設立会社等が講ずべき措置等 2 労働契約の承継に関して講ずべき措置等 (4) 労働条件等に関する事項 ハ 法律により要件が定められている福利厚生に関する留意事項 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9章第1節の規定に基づく厚生年金基金、<u>確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2章第3節の規定に基づく企業年金基金、健康保険法（大正11年法律第70号）第3章の規定に基づく健康保険組合、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の金融機関等、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第6章の規定に基づく勤労者退職金共済機構等分割会社以外の第三者が、各法令の規定に従い福利厚生の全部又は一部を実施している場合においては、会社の分割後の当該福利厚生の取扱いについては、商法第2編第4章第6節ノ3、有限会社法第6章及び法の規定によるもののほか、各法令の規定に従った取扱いが必要であるため、当該分割会社は、次のことに留意して、労働者等に対し、当該分割後の取扱いについて情報提供を行うとともに、法第7条及び商法等改正法附則第5条並びに下記4により、当該労働者等との間の協議等を行い、妥当な解決を図るべきものであること。</u> <u>(イ) 厚生年金基金</u> 厚生年金基金（以下この(イ)において「基金」という。）は、厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき、任意に設立される法人であり、会社の分割が行われても、当然には分割会社の雇用する労働者を加入員とする基金から設立会社等の雇用する労働者を加入員とする基金に変更されるものではないこと。 この場合において、基金の加入員た</p>	<p>第2 分割会社及び設立会社等が講ずべき措置等 2 労働契約の承継に関して講ずべき措置等 (4) 労働条件等に関する事項 ハ 法律により要件が定められている福利厚生に関する留意事項 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9章第1節の規定に基づく厚生年金基金、健康保険法（大正11年法律第70号）第3章の規定に基づく健康保険組合、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の金融機関等、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第6章の規定に基づく勤労者退職金共済機構等分割会社以外の第三者が、各法令の規定に従い福利厚生の全部又は一部を実施している場合においては、会社の分割後の当該福利厚生の取扱いについては、商法第2編第4章第6節ノ3、有限会社法第6章及び法の規定によるもののほか、各法令の規定に従った取扱いが必要であるため、当該分割会社は、次のことに留意して、労働者等に対し、当該分割後の取扱いについて情報提供を行うとともに、法第7条及び商法等改正法附則第5条並びに下記4により、当該労働者等との間の協議等を行い、妥当な解決を図るべきものであること。  (イ) 厚生年金基金 厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき、任意に設立される法人であり、会社の分割が行われても、当然には分割会社の雇用する労働者を加入員とする基金から設立会社等の雇用する労働者を加入員とする基金に変更されるものではないこと。  この場合において、基金の加入員た</p>

る分割会社の雇用する労働者であってその労働契約が設立会社等に承継されたものに対する基金が支給する年金又は一時金たる給付を継続する方法としては次のようなものがあるが、いずれも基金の規約の変更又は基金の新設若しくは分割が必要なため、主務大臣の認可が必要となるものであること。

- a 新設分割の場合 (略)
- b 吸収分割の場合 (略)

(ロ) 基金型企業年金

確定給付企業年金のうち基金型企業年金は、確定給付企業年金法第2章第3節の規定に基づき任意に企業年金基金を設立して実施するものであり、基本的には上記(イ)の厚生年金基金の場合と同様の対応となること。

なお、確定給付企業年金のうち規約型企業年金については、分割会社以外の第三者がその全部又は一部を実施している場合に該当せず、当該規約型企業年金の内容である給付の要件、水準等を規定する規約が労働協約に該当する等その給付の支給に関する権利義務が労働契約の内容となっている場合には、会社の分割によって分割会社から設立会社等に労働契約が承継される労働者の給付に関する権利は、労働条件として維持されるものであること。

また、承継会社が厚生年金基金を設立している場合には、分割会社に係る確定給付企業年金の加入者の年金給付等の支給に関する権利義務を当該厚生年金基金に移転することが可能であること。

(ハ) 健康保険組合

健康保険組合は、健康保険法第3章の規定に基づき対象事業所を基礎として任意に設立される法人であり、基本的には上記(イ)の厚生年金基金の場合と同様の対応となること。

(ニ) 財産形成貯蓄契約等 (略)

(ホ) 中小企業退職金共済契約 (略)

る分割会社の雇用する労働者であってその労働契約が設立会社等に承継されたものに対する厚生年金保険法第106条の老齢についての給付を継続する方法としては次のようなものがあるが、いずれも基金の規約の変更又は基金の新設若しくは分割が必要なため、主務大臣の認可が必要となるものであること。

- a 新設分割の場合 (略)
- b 吸収分割の場合 (略)

(新設)

(ロ) 健康保険組合

健康保険組合は、健康保険法第3章の規定に基づき対象事業所を基礎として任意に設立される法人であり、基本的には(イ)の基金の場合と同様の対応となること。

(ハ) 財産形成貯蓄契約等 (略)

(ニ) 中小企業退職金共済契約 (略)